

防府市と東山口信用金庫との地方創生に係る包括連携に関する協定書

防府市（以下「甲」という。）と東山口信用金庫（以下「乙」という。）は、地方創生の実現に向けて、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携・協力のもと、地方創生に係る様々な分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより、地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力し、取り組むものとする。

- (1) 地域産業の振興、地域経済活性化に関すること
- (2) 就業支援、雇用促進に関すること
- (3) 都市全体の価値・魅力向上に関すること
- (4) 地域づくりに関すること
- (5) 子育て支援、教育活動支援に関すること
- (6) その他地方創生の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1ヵ月前までに、甲または乙のいずれかからも解約の申し出がない場合は、この期間は更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、誠意をもってこれを処理する。

上記の協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙双方署名の上、各々1通を保有する。

平成27年12月24日

甲 山口県防府市寿町7番1号

防府市

防府市長

長防山
防府市
印市縣


乙 山口県防府市天神一丁目12番18号

東山口信用金庫

理事長

鳥本舟
